

一般社団法人 日本保険仲立人協会

## 保険士認定制度のご案内

申込期間 2023年6月1日～9月30日

### 2023年度認定申請ガイド

この認定申請ガイドは、保険士の称号認定を受けるにあたり、制度の内容、申請要領等を説明しています。

保険士の認定を希望される方は、本ガイドに従って申請手続きをお願いします。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 1. 保険士認定制度導入の趣意書 | P 2       |
| 2. 保険士認定制度とは     | P 3       |
| 3. 認定申請要領        | P 4 ~ 9   |
| 4. 書式            | P 10 ~ 18 |

# 1.保険士認定制度導入の趣意書

一般社団法人 日本保険仲立人協会  
理事長 平賀 暁

保険仲立人(保険ブローカー)は、日本の保険業界の国際的な整合性と販売チャンネルの多様化による競争の促進により利用者利便の向上を図ると共に、我が国のリスクマネジメント力の向上に貢献する新たな担い手として 1997 年に導入されました。

爾来 20 年以上の年月を経た今日、商慣習や企業文化のなど様々な壁が依然立ちはだかっており、市場で十分認知評価されているとは言いきれません。しかしながら、保険仲立人登録会社は 55 社(2023 年 4 月現在)、保険仲立人資格保有者は約 1500 名と、ゆっくりではありますが着実に芽吹いてきていると言えます。個々の事業者とその社員の努力により保険仲立人が提供するサービスの価値が徐々に認められてきていることの証でしょう。

一方、企業の海外進出、クロスボーダーの M&A などにより国境の垣根は益々低くなり、どの企業も厳しい国際競争に晒されており、企業経営のあらゆる局面でベストプラクティスが求められるようになっていきます。リスクマネジメントの分野でも、競争力の維持と企業価値の向上の為に、リスク移転の手段の一つである保険購入・活用のプロセスや補償内容の拡大深化を目指してグローバル基準でのベストプラクティスが求められるようになっていきます。企業社会で生きている個人を取り巻くリスク環境も同様と言えるでしょう。

こうした社会の変化の中、私たちは、**保険とリスクに関するオールラウンドでプロフェッショナルな担い手であることを今こそ強く自覚し、更なる研鑽に励み社会の要請に応えていかななくてはなりません。**

協会は、保険仲立人資格や試験制度を通して業界の業務に従事する者の資質や能力の向上にむけて、教材の改定や試験制度の適切な運用にこれまで注力してきました。**保険仲立人の有資格者は、難関の試験を突破した高い専門性と倫理精神を有した専門職業人としての資質・能力を有していると認められた者です。これらの者が、これからも更なる能力向上に向けて一層の切磋琢磨を続けていくひとつの動機になればと願い、保険仲立人資格(損保資格と生保資格の両方)を有し実践での経験を基に専門職業人としてさらに錬成された者に対して、協会が商標として権利を保有している“保険士”という称号を認定付与する制度を導入しました。**

保険仲立人業務に従事する方々が、**実践業務を通して社会全体のリスクマネジメント力の向上、保険活用の高度化、最適化の促進にこれまで以上に貢献していけるように、この制度を利用していただき一層の自己研鑽に励んでいただくことを切望するものです。**

【保険士認定制度の導入に向けて公表した趣旨説明文より】

## 2. 保険士認定制度とは

### (1). 保険士認定制度導入の目的

保険仲立人資格(損保資格と生保資格の双方)を有し、実践での経験を通して専門職業人として錬成された者に対して、協会が商標として権利を保有している「保険士」の称号を認定付与する制度です。保険仲立人資格制度と相乗することを通して、有為なプロフェッショナルを育成する一助となることを目的としています。

### (2). 応募条件

下記の2つの応募条件を同時に満たしていることが条件です。

#### 応募条件1

当協会が実施している損害保険仲立人試験と生命保険仲立人試験の両方に合格して「保険仲立人資格」の認定を収得しており有効期限内であること。  
「保険仲立人資格」の有効期限が2023年12月31日である方は、今年度の資格更新研修を完了して「保険仲立人資格」が更新されることが必要となりますので、資格更新研修の受講の申込を期限内(6月末迄)に行ってください。

#### 応募条件2

応募時点で、資格取得日(損保、生保で取得日が異なる場合は、新しい方の日付)から3年以上経過しており、保険仲立人登録者として保険仲立人業務に3年以上の実務経験を有していること。

資格取得から3年未満、また保険仲立人業務の経験が3年未満の場合でもリスクマネジメント並びにリスクに即した保険設計や保険契約の取扱いに業務として携わり協会が認めた保険媒介業務に準ずる業務に従事した経験がある場合にはその業務経験の期間も応募条件2の実務経験の年数に含めることができます。尚、この場合は、業務経験自己申告書(申請要領、項目8をご参照)により応募者の実務経験に含めることができるかどうかを審査させていただきます。

### 3. 認定申請要領

項 目	内 容
1. 認定申請	<p>(1) <b>申込期間は、2023年6月1日から9月30日迄です。</b></p> <p>(2) <b>保険士認定申請書(書式1)</b> を使用して下記をご記入。            ①氏名、生年月日、自宅住所、連絡先            ②勤務先名、同住所、所属並びに役職、メールアドレス            ③保険仲立人資格の取得状況</p> <p>(3) <b>業務経験自己申告書(書式2)</b>を記入</p> <p>(4) 上記の2つの書類をファイル添付して E メールで協会事務局保険士専用アドレス( <a href="mailto:pria@jiba.jp">pria@jiba.jp</a> ) 宛てに送付</p> <p>(5) <b>認定申請料 30,000 円。「JIBA Shop」より支払い手続きをしてください。</b>            「JIBA Shop」では銀行振込またはクレジットカード決済が利用可能です。銀行振込の場合、振込手数料は振込人ご負担です。</p>
2. 小論文の提出	<p>(1) 応募にあたっては小論文を提出していただきます。提出期限は、申請受付期限と同じ <b>2023年9月30日</b></p> <p>(2) 作成時の仕様            A4縦(横書き)、WORD仕様、明朝体、フォントサイズ11級、ページ余白は標準の設定で本文の字数が 4000 字(3800 以上 4000 字以内)。図、写真の挿入は可とし、字数には含みません、注、引用先表示、文献リストなど本文以外は字数には含みません。            ・1 行目に「2023年日本保険仲立人協会認定 保険士」            ・2 行目に氏名、所属、生年月日            ・3 行目に論文のテーマ            ・4 行目 空欄 (サブタイトルに使用可)            ・5 行目から 本文開始</p> <p>(3) ファイル名は “本人氏名のローマ字綴り(英数半角)-pria 2023”            (例) 保険 太郎 ⇒ hoken tarou-pria2023</p>

	<p><u>(4)小論文は、(3)のファイルを添付してEメールで協会事務局保険士専用アドレス <a href="mailto:pria@jiba.jp">pria@jiba.jp</a> に送付してください。</u></p>
3. 小論文提出の目的	<p>応募者が「保険士」の称号にふさわしい見識と問題意識をもって、日々の業務に取り組んでいるかどうかを、審査することを目的として小論文を提出いただきます。したがって、<u>小論文の内容が、「保険仲立人の意義と機能を理解し、保険仲立人の水準の向上に努め、併せてその社会的意義を深めること」に繋がるようなものであり、それを自らの言葉で論じていることが重要です。</u></p>
4. 小論文のテーマについて	<p>小論文のテーマとして下に4つ例としてあげています。<u>これらはいくまで論考いただく領域や範囲を例示したものです。これらをそのままテーマやタイトルにする必要はありません。リスクマネジメントや保険に関わる課題や展望に関して、保険仲立人(またはそれに準ずる職業人)としての自らの実務経験等を踏まえて業界の発展向上に寄与する論考となるように応募者自身でテーマを決めていただいて結構です。</u></p> <p>(テーマの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>激甚化する自然災害と保険仲立人の役割</u></li> <li>・<u>保険仲立人が提供するサービスの顧客メリットについて</u></li> <li>・<u>顧客のリスクマネジメント向上と保険仲立人の役割</u></li> <li>・<u>デジタル化の進展と保険仲立人業務の将来</u></li> </ul>
5. 小論文の構成等	<p>提出いただくのは論文ですので、厚生の仕方や様式については</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①論考の全体の構成が解りやすいような節立てにする(1、2、3・・・、(1)、(2)、(3)・・・、①、②、③・・・と大、中、小の項目番号と各々の見出しによって文章全体を構成する)などの工夫をすること</li> <li>②冒頭に小論文で採り上げる課題を明らかにして、本論を展開して最後に結論を述べること</li> <li>③本論では根拠や引証を適切に取り入れること</li> <li>④引証、引用についてはその出所を明記すること。WEB から引証または引用する場合にはその箇所の URL を記載すること。</li> <li>⑤WEB 上に掲載された記事や解説をそのまま引用することは小論文募集の基本原則を逸脱するものであり厳に慎むこと。また</li> </ol> <p>以上の点に留意して、読み手に解りやすくなるように努めると共に、自己の主観的・個人的な感想や、意見陳述、決意表明だけを述べる作文や、</p>

	<p>見聞、経験などを気ままに書き綴る随筆にならないようにお願いします。          その他留意点も含めて、過年度の保険士認定「審査委(員会による小論文審査の総評)」(協会 WEB サイトに掲載)をよく読んで参考にしてください。</p>
<p>6. 小論文の著作権の帰属など</p>	<p>(1) 提出された小論文の著作権は申請者本人に帰属します。極めて優れた論考の場合、本人の同意の上で公表することがあります。</p> <p>(2) 応募の為に提出した小論文を「保険士認定制度の提出論文」と称して、協会の事前の承諾を得ることなく他人に開示することや、メディア(新聞、雑誌、業界誌、社内報などの出版物やネット上の掲載)を通して公表することは厳に謹んでいただきます。これは認定時に署名いただく誓約書の誓約事項です。</p>
<p>7. 論文審査</p>	<p>小論文は、外部有識者2名、協会の理事の中から3名の合計5名の審査委員から構成される審査委員会で審査します。          提出者みずからの<b>業務経験を踏まえたオリジナリティーの発露</b>を重視しつつ次の4つの観点から評価採点します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①問題意識が明確に整理されているか</li> <li>②前提となる現状把握が適確になされているか</li> <li>③論理の展開力や説得力があるか</li> <li>④業界の発展への実務的な応用性があるか</li> </ul> <p>上記採点評価に加えて、審査委員会は「保険士」の称号にふさわしい専門職業人としての見識や問題意識、また問題解決への意欲や使命感の有無等について総合的に評価をして、認定の適否を決定します。</p> <p><b>【2023年度審査委員(外部有識者)のご紹介】</b></p> <p><u>米山 高生氏 東京経済大学 教授</u></p> <p>略歴 1976年 信州大学人文学部経済学科卒業          1979年 横浜国立大学大学院経済学研究科修士課程修了          1982年 一橋大学経済学研究科博士課程単位修得満期退学          1983年 日本学術振興会奨励研究員          1992年 英国レディング大学客員研究員          1995年 京都産業大学 経営学部教授          2000年 一橋大学大学院 商学研究科教授          2017年 3月一橋大学退職(名誉教授)          2017年 4月より現職</p>

	<p>専門分野は、経営史、保険論、リスクマネジメント。研究において1996年簡易保険文化財団創立10周年記念優秀研究賞、2003年日本郵政公社総裁表彰を受賞。2022年4月には情報通信及び放送の進歩発展に功績のあった方に贈られる「前島密賞」を受賞。</p> <p>著書に「リスクと保険の基礎理論」同文館出版社2012年、「物語で読み解くリスクと保険入門」日本経済新聞社2008年など。</p> <p>生活経済学会会長、日本保険・年金リスク学会会長などを務めるほか、金融審議会「保険商品・サービスの提供の在り方に関するワーキンググループ(2013年)」メンバー、法制審議会保険法部会委員などを歴任し、現在、総務省情報通信審議会委員、金融庁行政モニター委員を務める。</p> <p><u>大村 由紀子氏 三浦法律事務所 パートナー弁護士、ニューヨーク州弁護士</u></p> <p>略歴 2002年 東京大学法学部卒業</p> <p>2003年 トヨタ自動車法務部(～2005年)</p> <p>2007年 長島・大野・常松法律事務所入所(～2019年)</p> <p>2012年 Duke University School of Law(LLM)</p> <p>2014年 金融庁監督局保険課(兼 銀行第一課・総務課、総務企画局政策課金融行政モニターサポートスタッフ、法令等遵守調査室)へ出向(～2016年)</p> <p>2019年 三浦法律事務所</p> <p>主な取扱業務分野は、金融レギュレーション対応(保険業法、銀行法、金融商品取引法等)、コーポレートガバナンス・コンプライアンス態勢構築支援、M&amp;A等。</p> <p>「改正保険業法の解説」(金融財政事情研究会、2017年)など、保険業法対応をはじめとする金融コンプライアンス関係の著書・論文多数。</p>
<p>8. 業務経験自己申告書の審査</p>	<p>保険仲立人としての保険媒介業務に従事した経験が3年(皆無も含める)に満たない場合、審査委員会は、申請者が提出した「<b>業務経験自己申告書</b>」に記述された業務の内容により、その業務が保険媒介業務に準じた業務として認めうるか否かを判定します。</p> <p>判定された職務に従事した経験年数も応募条件である保険媒介業務の実務経験に含めることができます。</p>
<p>9. 認定者の決定とその後の手続き</p>	<p>(1)11 月末までに書類記載事項の精査と論文審査を踏まえ、必要に応じて2023年度の保険仲立人資格更新の結果を確認の上、協会は、認定者を12月中に決定し、認定者に「<b>保険士認定通知書</b>」(書式3)を送付します。</p>

	<p>(2) 認定通知と同時に「<b>保険士認定登録届</b>」(書式4)、保険士認定者の義務と特典記載した「<b>保険士認定者の義務と特典</b>」(書式5)、「<b>誓約書</b>」(書式6)をEメールします。</p> <p>(3) 認定通知を受け取った者は、協会事務局に12月末までに「<b>保険士認定登録届</b>」(書式4)を添付したEメールにて提出頂きます。その際、2023年度の「<b>保険仲立人資格</b>」更新研修を同時に行っていない方は、認定証用の顔写真(JPEG形式)を必ず添付して下さい。</p> <p>(4) 2023年度の「<b>保険仲立人資格</b>」更新研修を同時に行っている方は、更新手続きの手順で提出される顔写真を使用します。</p> <p>(5) 認定者は、「<b>誓約書</b>」(書式6)に署名・捺印し事務局宛に提出して下さい(提出期限は1月末)。郵送でもEメール(署名・捺印後PDFファイルに変換の上メールに添付)でも可。</p> <p>(6) 上記書類を確認後、認定者に保険士認定証を交付します。</p> <p>(注) 保険士の認定証は、保険仲立人資格認定証を兼ねており、保険士の称号、認定番号、認定日が追記されます。</p>
<p>10. 保険士認定の有効期間</p>	<p>(1) 保険士の認定の有効期限は3年としますが、「<b>保険仲立人資格</b>」の有効期限内であることが必須となっていますので、2023年度に保険士認定申請して認定された者で、2023年度の更新研修を受講して2026年12月まで「<b>保険仲立人資格</b>」が更新となった方の保険士認定の有効期間は「<b>保険仲立人資格</b>」の期限である2026年12月までとなります。</p> <p>(2) 他方、例えば、「<b>保険仲立人資格</b>」が、2024年12月までであれば、保険士認定の有効期間も、2024年12月までとなります。このように「<b>保険仲立人資格</b>」の更新期間と保険士認定の有効期間とが同期することになっています。</p>
<p>11. 保険士認定の更新手続き</p>	<p>(1) 保険士認定を更新しようとする方は、「<b>保険仲立人資格</b>」の<b>所定の更新手続き</b>を行うと共に、「<b>保険士認定更新届</b>」(書式7)に記入してメールに添付して協会事務局保険士専用メールアドレス(<a href="mailto:pria@jiba.jp">pria@jiba.jp</a>)にEメールしてください。送付期限は12月末です(注)。更新にあたっては小論文等の提出はありません。</p>



	<p>(2) 「保険仲立人資格」更新に関しては協会ホームページ「更新研修」をご参照ください。<u>「JIBA Shop」を通しての手続きとなります。</u></p> <p>(3) 保険仲立人資格の更新研修受講料 27,500 円に保険士認定の更新料 3000 円を加えた 30,500 円を「JIBA Shop」よりお支払いください。 「JIBA Shop」では銀行振込またはクレジットカード決済が利用可能です。銀行振込の場合、振込手数料は振込人のご負担です。</p> <p>(4) 更新研修の修了が確認できた方に、「誓約書」(書式6)を協会事務局から送付しますので署名捺印の上、返送してください。「保険士認定者の義務と特典」(書式5)も併せて送付します。「誓約書」の返送があった方に、協会は、保険士認定の更新をして、「保険仲立人資格認定証」兼「保険士認定証」を交付します。</p> <p>(注) 「保険士認定更新届」の送付期限は 12 月末ですが、前提となる「保険仲立人資格」の更新の申込期限は 6 月末ですので、必ずそれまでに、「保険仲立人資格」の更新研修申込、受講料の支払い及び「保険士認定」更新料の支払いを同時に行ってください。</p>
<p>12. 保険士認定者の特典</p>	<p>(1) 認定者については、認定者の氏名等を協会のホームページ上で公開させていただきます。(2 月中)</p> <p>(2) 名刺等に保険士の称号を掲載することができます。</p> <p>(注) 認定登録後、生命保険募集人、損害保険募集人、少額短期保険募集人としての業務に従事することになった者は、それらの業務に従事している間は、名刺への掲載は停止となります。</p> <p>(3) 協会主催の研修会等の参加料の減免</p>

<p>13. 保険士認定者の義務</p>	<p>次の義務を履行して頂きます。</p> <p>(1)「保険士」の称号にふさわしい高い専門性と職業倫理の維持・向上に向けて不断の努力をすること</p> <p>(2)上記-12-(2)の(注)に該当する業務に従事することになった場合は、「保険士認定内容変更届」(書式8)にて協会事務局宛に変更届にて連絡をしてください。</p> <p>(3)上記(2)の報告と共に、名刺への称号記載は停止してください。</p> <p>(4)「保険士」の認定者にふさわしくない言動が明らかになった場合には、協会は本人へのヒヤリング等により事実確認を行った上で、認定を取り消すことがあります。</p>
----------------------	---

## 4. 書式

必要に応じて書式をダウンロードするなどしてお使いください。

必要事項をご記入の上、WORD ファイル形式で協会事務局保険士専用メールアドレス [pria@jibajp](mailto:pria@jibajp) 宛てに、Eメールで送付してください。

署名捺印が必要なものは、協会事務局に郵送していただくか、PDF形式のファイルに変換してEメールしていただくかどちらでも可です。

保険士認定申請書(書式1) ..... P11

業務経験自己申告書(書式2) ..... P12

保険士認定通知書(書式3) ..... P13

保険士認定登録届(書式4) ..... P14

保険認定者の義務と特典(書式5)..... P15

誓約書(書式6) ..... P16

保険士認定更新届(書式7) ..... P17

保険士認定登録内容変更届(書式8) ... P18

## 保険士認定申請書 (書式1)

申請日 (西暦年)	年 月 日
<b>申請者の氏名・住所等</b>	
氏名 (フリガナ)	( )
生年月日 (西暦年)	年 月 日
住所	郵便番号
電話番号	
メールアドレス	@
<b>職業</b>	
務先名	
勤務先住所	〒
役職・所属	
電話番号	
メールアドレス	@
<b>保険仲立人資格認定に関する事項</b>	
保険仲立人資格認定証番号	
有効期限	年 月 日
損害保険資格取得日	年 月 日
生保資格取得日	年 月 日

(注) 次の①②の条件を充足した方が、ご応募できます。

① 日本保険仲立人協会が実施している損害保険仲立人試験と生命保険仲立人試験の双方に合格し、保険仲立人資格の認定を受けている者 (有効期限が過ぎていないこと)

② 保険仲立人登録して、保険媒介業務に従事した経験が3年以上ある者

なお、保険媒介業務に従事した経験には協会が認めた保険媒介業務に準ずる業務に従事した経験を含めることができます。申請書とともに提出していただく業務経験自己申告書(書式2)の記述内容により審査します。



## 保険士認定通知書（書式3）

### 保険士認定通知書

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

生年月日：

保険仲立人資格認定証番号：

保険士申請番号：

当協会は、上記の者を日本仲立人協会認定「保険士」として認定することを決定しましたので、通知いたします。

認定日：

保険士認定番号：

有効期限：

一般社団法人 日本保険仲立人協会（印）

## 保険士認定登録届(書式4)

登録届日(西暦年)	年 月 日		
氏名 (フリガナ)	( )		
生年月日(西暦年)	年 月 日		
住所	郵便番号		
電話番号			
メールアドレス	@		
<b>職業</b>			
勤務先名			
勤務先住所	〒		
役職・所属			
電話番号			
<b>保険士認定に関する事項</b>			
保険士認定番号		保険士認定日	年 月 日
保険仲立人資格認定番号		有効期限	年 月 日

**保険士認定証用の顔写真を添付(JPEG形式で)**

■ HP掲載の可否： 可 / 否

■ 可の場合の掲載項目： 所属会社名 / 部署名 / 役職

## 保険士認定者の義務と特典（書式5）

- ・「保険士」の称号にふさわしい高い専門性の維持・向上をめざして不断の研鑽を図り、誠実義務の実践と高い職業倫理の実践に努め、顧客のリスクマネジメント力の向上に寄与貢献することをもって業界の健全な発展に資することに邁進努力すること。
- ・「保険士」に認定された者は認定日（毎年12月末頃）の翌年の1月から協会のHP上で、氏名、勤務先、所属、役職名、認定日を一般に公表する（本人の要請があれば公表しないこともできる）。
- ・「保険」は自らの名刺や履歴書に“日本保険仲立人協会認定「保険士」”を称することができる。その場合は、認定番号と認定日を必ず併記すること。
- ・この自称の権利は、保険仲立人登録会社に属しているか、一般企業で保険の購入者または利用者であることを前提とする。すなわち、**保険仲立人以外の保険募集に従事する者は、顧客の誤認を防止する観点から、当協会認定の保険士を自称または公称してはならない。**
- ・保険士の認定を得た者が、上記の保険仲立人以外の保険募集人となった場合は、速やかにその旨を協会に報告する。
- ・協会は、上記報告に基づき保険士認定者の公表リストから削除する。ただし、保険士の認定そのものは有効期限内であれば有効であり、所定の手続きで更新手続きを行えば更新することも可能である。上記の措置は、あくまで、顧客の誤認を防止するための措置である。
- ・保険士認定者は、申し出により、協会主催の研修会等の参加料を減免する。減免の内容は、研修会等の都度、協会より案内する。
- ・上記以外にも、所属先、連絡先（住所、メールアドレス、役職）に変更があった場合は、変更届にて協会に報告する。
- ・自称権利が消滅した際は、速やかに名刺などでの自称、公称を停止すること。
- ・「保険士」に認定された者は、認定申請時に協会に提出した小論文を、「保険士認定制度の提出論文」と称して他人に開示する場合や、メディア（雑誌、新聞、業界誌、社内報などの出版物、ネット上の掲載）を通して公表する場合は、事前に協会の承諾を得ること。

以上



## 誓約書(書式6)

私、\_\_\_\_\_は、一般社団法人 日本保険仲立人協会認定「保険士」の称号を付与された者として以下のことを遵守して、認定保険士にふさわしい職業人として保険仲立人の業務をおとして社会に貢献していくべく、次のことを宣誓いたします。

### 記

1. 切磋琢磨、自己研鑽につとめ、顧客にとって価値ある保険プログラムの設計、提案、締結の媒介、契約維持、リスクマネジメントからのアドバイスの提供・契約締結の支援に最善を尽くすことを目指します。
2. 保険業法の主旨を理解しその精神に則り、法令その他規制を遵守します。
3. 顧客にとって何がベストなのかを追求します。
4. 顧客の誤認防止の為、この称号を顧客に提示する(名刺や付記、書面への印刷など)ことができるのは、保険仲立人として所管の財務局に登録して保険仲立人として業務を行っていることが前提であることを承知しています。
5. 保険仲立人登録から外れたら、「保険士」の称号を称せず明示しません。
6. 保険士の認定期限を超えたら「保険士」の称号を称せず明示しません。
7. 保険仲立人登録から外れて保険仲立人以外の保険募集人に登録がなされた時は、速やかに保険仲立人協会にその旨を定められた方法で届け出ます。
8. 認定申請書並びに業務自己申告書等に記載した事項に虚偽はありません。
9. 協会の事前の承諾なしに、「保険士認定制度の提出論文」と称して、認定申請時に提出した小論文を他人に開示したり、メディアを通して公表したりすることはありません。
10. 「保険士」の認定者にふさわしくない言動が明らかになった場合、協会が認定を取り消すことがあることに同意します。 以上

日付 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_ 印

## 保険士認定更新届（書式7）

更新届日（西暦年）	年 月 日		
氏名 （フリガナ）	（ ）		
生年月日（西暦年）	年 月 日		
※住所	郵便番号		
※電話番号			
※メールアドレス	@		
<b>職業</b>			
※勤務先名			
※勤務先住所	〒		
※役職・所属			
※電話番号			
<b>保険士認定に関する事項</b>			
保険士認定番号		保険士認定日	年 月 日
保険仲立人資格認定番号		有効期限	年 月 日

※ 保険士認定申請、保険仲立人資格更新で協会に通知している内容に変更がない場合は記入を省略できます。

**注 「保険仲立人資格」の更新については、所定の更新手続きを必ずこの届とは別に行ってください。**

## 保険士認定内容変更届（書式8）

私、\_\_\_\_\_、保険士認定番号\_\_\_\_\_は、保険士認定登録で協会に届け出ていた事項に下記の通り変更があったので報告いたします。

### 記

#### 【登録事項に関する変更内容】 変更があった項目のみ記入

自宅住所	〒
電話番号	
メールアドレス	@
勤務先名	
同住所	〒
所属・役職	
メールアドレス	@

HP掲載の可否 : 可 / 否

可の場合の掲載項目 : 所属会社名 部署名 役職

#### 【特典の消滅事由】 消滅事由に該当する場合のみ記入

保険募集人の形態	
変更日	

私、この保険募集人の形態が変更となった日以降の、名刺への保険士称号の記載、並びに認定証の顧客等への提示などの自称・公称を停止しました。

日付 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

以上